

葛南教育事務所だより

千葉県教育庁葛南教育事務所

〒273-0012 船橋市浜町2-5-1

Tel 047-433-6017 Fax 047-433-3169



チーム葛南 未来を担う 子どもたちのために

千葉県教育庁葛南教育事務所 所長 山下 秋一郎

葛南教育事務所長を拝命しました山下と申します。葛南五市は、それぞれの力を十分に発揮し、「チーム葛南」として連携・協力する中で、素晴らしい成果を出しています。

本年度は、「未来を担う子どもたちのために」・・・今できることに全力で取り組み、葛南教育のさらなる発展を目指してまいりますので、一層のご理解ご協力をいただけますようお願い申し上げます。

1 「新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」について

本年度は、第2期教育振興基本計画「新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」の4年目となり、5年計画の終着点に近づいています。本プランは、昨年度も事務所だよりで紹介したように、

- I 志を持ち、失敗を恐れずチャレンジする人材を育てる
～夢・チャレンジプロジェクト～
- II ちばのポテンシャル（潜在能力）を生かした教育立県の土台づくり
～元気プロジェクト～
- III 教育の原点としての家庭の力を高め、人づくりのために力をつなげる
～チームスピリットプロジェクト～

の3つのプロジェクトによって構成されています。

本県の教育施策は、この基本計画に基づいて立案・推進されていますので、校内研修等の際には是非ご確認ください。なお、この基本計画の実施状況、予算等が示された「新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」重点施策推進計画（工程表）も平成30年3月20日に県教育委員会から示されていますので、ご活用ください。

2 平成30年度葛南教育事務所重点目標について

本年度も昨年度同様、本年度のスローガン「チーム葛南 未来を担う子どもたちのために」のもと2課1室が重点目標を設定しました。

総務課 人材づくりと適正な事務処理の体制づくり

- (1) 学校事務職員について「事務をつかさどる」事務職員としての資質を身につけるとともに、学校における事務方の最終確認者としての責任と自覚を育む。
- (2) 所長学校訪問、諸表簿点検を継続的に実施し、給与関係事務処理の適正化を推進する。
- (3) 共同実施に対し有用な情報提供を行い、グループリーダーの育成を図り、行政組織としての機能を高める。

管理課 信頼される学校づくり

- (1) 安全安心な学校づくりの推進
 - 危機管理のための「さ・し・す・せ・そ」を徹底する。
 - 日常生活を通して危機回避能力の向上を図る。
- (2) 不祥事ゼロの学校づくりの推進
 - 切実感と当事者意識を高める参加型の研修を推進する。
 - 校内モラルアップ委員会活動の充実を図る。
- (3) 教師が育つ学校づくりの推進
 - 初若年層の指導力の向上、ミドルリーダーの育成、ベテラン層の指導力の伝承を推進する。
 - 人事評価等を活用し、組織マネジメントを推進する。
- (4) 活気ある学校づくりの推進
 - 業務改善と総労働時間短縮のため、実効性のある取組を推進する。
 - 健康の増進とメンタルヘルスの推進を図る。

**指導室** よりよい授業づくりと学年・学級づくり

- (1) 確かな学力の育成（授業改善の推進）
 - 「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指す。「問題解決的な学習」「ねらいに即した言語活動」「発問・板書・ノート指導の工夫とICTの利活用」を図る。
 - 「全国学力・学習状況調査」等の結果を分析・考察し、課題と改善策について全職員で共通理解し、全教科で改善を図る。
 - 保・幼・認定こども園・小・中・義務教育学校の連続した学びや学習のきまり・生活ルールの確立を図る。
 - 学びの定着を目指し、家庭学習の充実を図る。
- (2) いじめ及び不登校の未然防止の推進
 - いじめ、ネット上の問題行動や不登校等の諸課題に対応できる組織的な生徒指導体制の点検・整備をする。
 - 児童生徒の発達の段階や特性に即した確かな児童生徒理解と教育相談活動の一層の充実を図る。
 - 生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の展開をする。
 - 児童生徒を取り巻く課題の解決に向け、学校・家庭・地域・関係機関の連携・協働の一層の推進を図る。
- (3) 特別支援教育を支える学校体制の推進
 - 校内委員会の機能を生かし、「切れ目ない支援」を全校体制で推進する。
 - ユニバーサルデザインの視点を取り入れた「わかりやすい授業づくり・環境づくり」を全校体制で推進する。
 - 個別の教育支援計画及び個別の指導計画を効果的に作成・活用し、合理的配慮の提供を推進する。
- (4) 地域とともに歩む学校づくりの推進
 - 地域と教育の目標を共有し、地域の教育力の有効な活用を図る。
 - 家庭教育支援の充実により、家庭の教育力の向上を図る。



UNIFYは葛南5市の頭文字で、「一つになる」という意味です。

学校訪問・課題別訪問の実施について

【指導室】

平成30年度の学校訪問は、5月10日の船橋市立大穴北小学校をスタートに55校訪問いたします。学校訪問では、平成30年度葛南教育事務所重点目標の事項を中心に、各校の現状を把握しながら学校が直面している課題について協議し、学校教育の充実に向け支援します。

今年度は、新学習指導要領の一部実施及び移行の年ですが、そのことを見据え、「主体的・対話的で深い学び」を目指し、次の内容を中心に指導・助言を進めています。

- ・ 児童生徒が主体的に学習や活動に取り組んでいるか。
- ・ ねらいに即した言語活動や児童生徒が自己存在感を高め、自己決定できる場面を授業の中で設定しているか。
- ・ 授業内容は、教材研究をもとにねらいがしっかりとしたものになっているか。また、指導の基本である「発問」・「板書」・「ノート指導」が工夫されているか。そして、「ICTの利活用」が推進されているか。
- ・ 学習のきまりや生活ルールを児童生徒の発達段階に合わせて設定し、小中連携を意識した指導の系統性をもとに学校全体で取り組んでいるか。
- ・ ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり・環境づくりを全校体制で取り組んでいるか。(昨年度より、「具体的な支援」について指導案上に明記することとしています。)

経営部会等においては「確かな学力の育成（授業改善の推進）について」「いじめ及び不登校の未然防止の推進について」「特別支援教育を支える学校体制の推進について」「地域とともに歩む学校づくりの推進について」協議していく予定です。

また、課題別訪問につきましては、学校が課題としていることについて、学校マネジメントの視点から協議することで学校経営の一助としていただいております。5月11日の習志野市立屋敷小学校を始めとして53校を訪問します。「学力向上」「生徒指導」「特別支援教育」について、学校が直面している課題をもとに協議し、具体的な方策などを支援いたします。

今年度もどうぞよろしく申し上げます。



平成31年度（30年度実施）

公立学校教員採用候補者選考について

千葉県・千葉市では、

- 人間性豊かで、教育愛と使命感に満ちた教員
- 高い倫理観を持ち、心身共に健康で、明朗、快活な教員
- 幅広い教養と学習指導の専門性を身につけた教員
- 幼児児童生徒の成長と発達を理解し、悩みや思いを受けとめ、支援できる教員
- 組織の一員としての責任感と協調性をもち、互いに高め合う教員

を求めています。

学校現場にいる講師、各市における支援員や補助教員、ちば！教職たまごプロジェクトの大学生など、教職を目指している方々へのご支援・ご指導をお願いします。

＜実施日＞	第1次選考	平成30年7月8日（日）	8：00受付
	第2次選考	小学校以外	8月18日（土）～20日（月）
		小学校	8月24日（金）～26日（日）
		特別臨時的任用講師特例	8月24日（金）実施予定

平成30年度実施の教員採用候補者選考につきましては、5月9日（水）に出願期間を終了し、上記日程で行われます。今年度実施の採用選考の変更点は次の通りです。

小学校英語教育推進枠の拡大

昨年度から実施を開始した小学校英語教育推進枠について、これまで「上限60名」としてきた募集人員を「80名程度」まで拡大します。

千葉県・千葉市教員採用選考の合同実施

千葉県と千葉市は従来通り、合同で教員採用候補者選考を実施します。



平成30年度所長学校訪問・校長室訪問の実施について

【管理課】

教職員の人事及び学校の管理運営について、各学校の実情を把握し、必要に応じた指導助言を行うため、今年度も5月から11月まで訪問を実施いたします。

○所長学校訪問（今年度55校）

各教室を回り、先生方の授業を参観するとともに、校舎内外の施設の視察、諸表簿の点検を行い、指導・助言をさせていただきます。

※訪問終了後にはアンケートを提出してください。学校現場からの感想を参考資料とし、今後に役立てていきます。（各市教委に提出）

○校長室訪問（今年度56校）

主に学校経営や人事管理の課題等について、校長先生からお話を伺います。

※より充実した訪問となるよう、事前に協議したい内容について10日前までにお知らせください。（各市教委に提出）

訪問では管理課の重点目標である下記の事項について、各学校の取組をお聞きします。

☆信頼される学校づくり☆

- 1 安全安心な学校づくりの推進（危機管理・危機回避能力育成）
- 2 不祥事ゼロの学校づくりの推進（研修・モラールアップ）
- 3 教師が育つ学校づくりの推進（層別の育成・人事評価）
- 4 活気ある学校づくりの推進（業務改善、総労働時間短縮、メンタルヘルス）



宿泊行事・部活動に係る特殊業務手当について

宿泊行事や部活動について、手当の支給対象となるものは以下の表のとおりです。

これらの手当では業務を行った翌月に支給されます。該当業務を行った翌月の給与明細をよく確認しましょう。疑問な点等がありましたら、事務担当者へ相談すると良いでしょう。

毎月適切且つ速やかな届け出が適正な支給事務に繋がりますので、御協力をお願いします。

根拠条文	業務の種類		支給額 (日額)	教育委員会が心身に著しい負担を与えると認める程度		
				週休日等 (週休日及び休日等)	休日等に当たる日以外の 正規の勤務時間が4時間 を超えない日	その他 の日
第2号	修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの		4,250円	業務に従事した時間が7時間45分以上 (就寝時間等は含まない。)	同左	同左
第3号	教育委員会が定める 対外運動競技等 (※) において児童又は 生徒を引率して行 う指導業務で泊を 伴うもの又は週休 日等に行うもの	泊を伴うもの	4,250円	同上	同上	同上
		週休日等に行 うもの		業務に従事した時 間が ア 終日に及ぶ程度 イ アと同程度		
第4号	学校の管理下において行われる 部活動で週休日等に行うもの		ア 3,000円 イ 3,400円	業務に従事した時 間が引き続き ア 4時間以上 6時間未満 イ 6時間以上	業務に従事した時 間が正規の勤務時 間以外の時間にお いて引き続き ア 4時間以上 6時間未満 イ 6時間以上	

(※) 国若しくは地方公共団体の開催するもの又は市と同等以上の区域を単位とする学校教育団体若しくは教育研修団体が開催するものをいう【詳しくは事務担当者へお問い合わせください】